

議案第20号

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の
一部改正について

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のよう
に改正する。

令和元年10月25日提出

鳥取市教育委員会

教育長 尾 室 高 志

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年鳥
取市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

「

施設名	休館日	開館時間
佐治天文台、プラネタリウム、大型望遠鏡及び会議室	ア 4月から10月まで 月曜日及び毎月第3火曜日（これらの日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その直後の休日でない日）	ア 午前10時から午後5時15分まで イ 4月から10月まで 金曜日及び土曜日にあつては、午前10時から午後10時までとする。ただし、金曜日及び土曜日以外（休館日を除
多目的広場		

体験農園管理棟	<p>イ 11月から3月まで 月曜日及び火曜日（これらの日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その直後の休日でない日）</p> <p>ウ 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日又は休日（以下「休日等」という。）である場合は、その直後の休日等でない日）（アに掲げる日を</p>	<p>く）で、宿泊者及び事前予約がある場合は、午後7時から午後9時までを開館時間に含めるものとする。</p> <p>ウ 11月から3月まで 土曜日にあつては、午前10時から午後9時までとする。ただし、土曜日以外（休館日を除く）で、宿泊者及び事前予約がある場合は、午後6時から午後8時までを開館時間に含めるものとする。</p>
天体宿泊施設	<p>除く。）</p> <p>エ 12月29日から翌年の1月3日までの日（ア及びイに掲げる日を除く。）</p>	午後4時から翌日午前10時まで

に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

鳥取市さじアストロパークの休館日及び開館時間を変更するためである。

10月定例教育委員会 資料	
年月日	令和元年10月25日
担当課	生涯学習・スポーツ課

議案第20号 鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

鳥取市さじアストロパークの休館日及び開館時間を変更するため、関係規則の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

鳥取市さじアストロパークの休館日及び開館時間を変更します。(第2条関係)

3 施行期日等

この規則は、令和2年4月1日から施行することとします。

鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年教育委員会規則第17号）新旧対照表

改正後			改正前		
<p>○鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第17号</p>			<p>○鳥取市さじアストロパークの設置及び管理に関する条例施行規則</p> <p>平成16年10月29日 鳥取市教育委員会規則第17号</p>		
<p>第1条 (略) (休館日及び開館時間)</p>			<p>第1条 (略) (休館日及び開館時間)</p>		
<p>第2条 鳥取市さじアストロパーク（以下「アストロパーク」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p>			<p>第2条 鳥取市さじアストロパーク（以下「アストロパーク」という。）の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、鳥取市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p>		
施設名	休館日	開館時間	施設名	休館日	開館時間
佐治天文台、プラネタリウム、天大型望遠鏡及び文び会議室	ア <u>4月から10月まで</u> 月曜日及び毎月第3火曜日（これらの日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以	ア <u>午前10時から午後5時15分まで</u> イ <u>4月から10月まで</u> <u>金曜日及び土曜日にあつては、午前10時から午後10時までとする。た</u>	佐治天文台、プラネタリウム、天大型望遠鏡及び文び会議室	ア 月曜日及び毎月第3火曜日（これらの日が、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」とい	ア <u>4月から9月まで</u> <u>午前9時から午後10時まで</u> イ <u>10月から3月まで</u> <u>午前9時から午後9時まで</u>
多目的広場	号）に規定する休日（以		多目的広場	（以下「休日」とい	

<p>体験農園管理棟</p>	<p>下「休日」という。)である場合は、その直後の休日でない日)</p> <p><u>イ 11月から3月まで</u> <u>月曜日及び火曜日(これらの日が、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)である場合は、その直後の休日でない日)</u></p> <p><u>ウ 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日(以下「休日等」という。)である場合は、その直後の休日等でない</u></p>	<p><u>だし、金曜日及び土曜日以外(休館日を除く)で、宿泊者及び事前予約がある場合は、午後7時から午後9時までを開館時間に含めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 11月から3月まで土曜日にあつては、午前10時から午後9時までとする。ただし、土曜日以外(休館日を除く)で、宿泊者及び事前予約がある場合は、午後6時から午後8時までを開館時間に含めるものとする。</u></p>	<p>体験農園管理棟</p> <p>天体宿泊施設</p>	<p>う。)である場合は、その直後の休日でない日)</p> <p><u>イ 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日(以下「休日等」という。)である場合は、その直後の休日等でない日)(アに掲げる日を除く。)</u></p> <p><u>ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(ア及びイに掲げる日を除く。)</u></p>	<p>午後4時から翌日午前10時まで</p>
<p>天体宿泊施設</p>	<p>日)(アに掲げる日を除く。)</p> <p><u>エ 12月29日から翌年の1月3日までの日(ア及びイに掲げる日を除く。)</u></p>	<p>午後4時から翌日午前10時まで</p>			

第3条～第9条

(略)

附 則

(略)

様式第1号～第8号

(略)

第3条～第9条

(略)

附 則

(略)

様式第1号～第8号

(略)